

障がい者を 支える仕組み

手当・年金・保険
支援サービスなど

NPOひだまり

はじめに

知的障害を持つ子どもたちの、これからの暮らしを支えるさまざまな手立てを、出来るだけ具体的にこの一冊でわかるように編集しました。

収入や年金で不足する部分はどのような制度で確保できるのか、個人保険などにはどのような種類があり、どれくらい保障があれば暮らしを補えるのかなど、その対応方法を整理してみました。

支出面では、親元から離れてグループホームや入所施設で暮らす費用はどの程度必要か、身近な事例で紹介しています。また、支援サービスの制度や各種窓口の案内もあります。

子どもたちが、これからの永い将来を少しでも余裕を持って暮らせるようにとの願いのもと、本冊子を作成しました。

皆様のお役に立てれば幸いです。

特定非営利活動法人ひだまり

理事長 小関茂

平成23年5月

目次

内容	ページ
第1章 障がい者の手当など	3
第2章 障がい者の年金	4
* 障害者の年金の留意点	5
* 障害年金の受給までの流れ	6
第3章 子どもに残す仕組みの案内	
① 保険について	7
② 保険と税金	11
③ この子への財産移転方法について	12
第4章 障害福祉サービスについて	15
第5章 親元から独立した時の生活	18
第6章 成年後見制度について	20
第7章 自立支援医療制度の仕組みのあらまし	21
第8章 千葉県内の各種相談窓口	
① 中核地域生活センター	22
② 相談センター	23
③ 広域専門指導員の配置	24
④ 後見支援センター	25
⑤ 法人後見受任団体	26

第一章 障がい者の手当など

(2011年3月末日現在)

各種手当は、国が支給するもの・市町村が独自に支給するものがあります。
受給制限のあるものもありますので、該当するものをご確認ください。

名称	対象・概要・要件	金額	受給できない人
こども手当	中学校卒業前までの子に 一律支給	13,000円 / 月	親の所得制限無し
特別児童扶養手当	20歳未満 * 身体障害1～3級と4級の一部 * 知的障害①～おおむねBの1 * 精神障害児	重度:50,750円 / 月 中度:33,800円 / 月	・施設入居者 ・扶養者の所得制限有
障害児福祉手当	20歳未満 * 身体障害1～2級の一部 * 知的障害① * 精神障害児	14,380円 / 月	・施設入居者 ・扶養者の所得制限有 ・市福祉手当受給者
特別障害者手当	20歳以上 重度の障害が重複して 常時介護が必要な人	26,440円 / 月	・施設入居者 ・3ヶ月を超える入院 ・本人・扶養者の所得 制限有 ・市福祉手当 国福祉手当受給者
市福祉手当 (千葉市の例) ※市町村によって 異なりますので ご確認ください	20歳未満 * 身体障害1、2級 * 身体障害3～6級の6ヶ月以上 寝たきりの人 * 知的障害①～おおむねBの1 * 精神障害1級	7,000円 / 月 但し下記の2つ以上 該当者は10,500円 ・身体障害1、2級 ・知的障害①～Aの2 ・精神障害1級	障害児福祉手当受給者
	20歳以上 * 身体障害1級 * 身体障害2～6級の6ヶ月以上 寝たきりの人 * 知的障害①～おおむねBの1 * 精神障害1級	7,000円 / 月 但し下記の2つ以上 該当者は10,500円 ・身体障害1、2級 ・知的障害①～Aの2 ・精神障害1級	・施設入居者 ・3ヶ月を超える入院 ・特別障害者手当受給者 ・国福祉手当受給者

※各手当請求手続きに必要な書類は、手当によって異なります。福祉事務所や市町村役所担当課に
お問い合わせください。

【療育手帳障害程度】療育手帳等級の基本的な表記は下表の通りです

最重度		重度		中度	軽度
①		Aの1	Aの2	Bの1	Bの2
①の1	①の2				

→ 最重度①については、①の1、①の2と表記するケースもあります。

第二章 障がい者の年金（年額）

年金は老齢・障害・遺族 と 国民・厚生・共済の 3×3 の9つの区分があります。

	老齢年金	障害年金	遺族年金
国民年金 〔基礎〕	老齢基礎年金 対象 65歳以上 受け取り金額 792, 100円 （満額の時）	障害基礎年金 対象 20歳時点で障害のある人 又は20歳以降でケガや病気で 障害の残った人 受け取り金額 1級障害：990, 100円 2級障害：792, 100円 療育手帳を持つ障害者は 20歳になると受給開始 1級：概ね①、Aの1、2 2級：概ねAの2からBの1 ※国民年金の納付義務は 手続きの上免除	遺族基礎年金 対象 国民年金に加入している又は老齢基礎 年金を受けている人が亡くなった時、 生計を維持されていた子のいる妻、又は子 子の定義 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過 していない子 受け取る人と金額 ・妻と子（1人） 1, 020, 000円 （792, 100円＋227, 900円） ・妻と子（2人） 1, 247, 900円 （更に227, 900円加算） ・子 1人の時 792, 100円 ・子 2人の時 1, 020, 000円 （更に227, 900円加算）
	老齢厚生年金 厚生年金加入者が老後 （65歳以上）にもらえる 老齢基礎年金に上乗せして 支給される年金 老齢基礎年金 ＋ 老齢厚生年金 報酬比例部分は60歳より 支給但し年齢順次引き上げ	障害厚生年金 厚生年金加入期間中に、障害を 負った場合、障害基礎年金に 上乗せして支給される年金 1級、2級、3級障害の区分有 配偶者加給有 障害基礎年金 ＋ 障害厚生年金	遺族厚生年金 厚生年金に加入又は受け取っている人が 亡くなった時、生計を維持されていた配偶者 （妻・夫の場合は55歳以上）と子、 55歳以上の父母、55歳以上の祖父母、 孫が受け取れる。 （先順位者のみ） 金額：報酬比例部分年金額の 3/4 遺族基礎年金 ＋ 遺族厚生年金
共済年金	退職共済年金 国家・地方公務員、私立 学校教職員が老後にもらう 老齢基礎年金に上乗せして 支給される年金 老齢基礎年金 ＋ 老齢共済年金 報酬比例部分は60歳より 支給但し年齢順次引き上げ	障害共済年金 共済年金加入期間中に、障害を 負った場合、障害基礎年金に 上乗せして支給される年金 1級、2級、3級障害の区分有 配偶者加給有 障害基礎年金 ＋ 障害共済年金	遺族共済年金 共済年金に加入又は受け取っている人が 亡くなった時、生計を維持されていた配偶者 （妻・夫の場合は55歳以上）と子、 55歳以上の父母、55歳以上の祖父母、 孫が受け取れる。 （先順位者のみ） 金額：報酬比例部分年金額の 3/4 遺族基礎年金＋遺族共済年金 ※母親が亡くなった場合、障害者は転給 制度により母親の遺族共済年金を引き 継ぐか障害年金を選択できる （詳細は共済組合に確認）

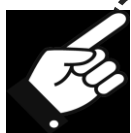
【参考】障害者の年金の留意点

年金は、障がい者にとって大きな経済的支えになります。以下特に注意して頂きたい点を、列挙しました。是非参考にしてください。

- ① 20歳前に会社に就職した時は、被用者保険(健康保険、厚生年金、労働災害保険、失業保険など)に加入することになります。年金は、多くの場合厚生年金に入り、20歳前であっても年金被保険者となり、将来その分年金額がアップします。厚生年金は、20歳になると同時に国民年金にも入ったことになります。(特別の手続きは必要ありません。)
- ② 就職していない障害者は、20歳前になると、日本年金機構(旧社会保険事務所)から、国民年金の加入手続き書類が送られてきます。昭和61年4月より法律により、基礎年金制度が施行され、日本に住む20歳以上は強制加入になりました。従って加入して、保険料(平成22年度は 月15,100円)を払うことになります。
- ③ 但し20歳時点で、一定の障がい者は、申請して”障害基礎年金”をもらうことが出来ます。同時に手続きをして保険料支払いを免除されます。概ね療育手帳の症状区分で、マルAの1からBの1位が対象者ですが、個別の症状によりますので、まず市の福祉センターの窓口で相談することをお勧めします。
- ④ 障害基礎年金を申請する時に重要になるのが療育手帳です。この内容と現況をみて、精神科の医師が診断書を発行して、これを申請書につけて提出すると、判定委員会で、障害1級、2級、非該当が決定されます。結果に納得がいけない場合は、遠慮なく不服申し立てをすることが重要です。
- ⑤ 平成17年4月より弱者救済を目的にした法律改正があり併給可能になった年金があります。障害基礎年金を受給していて、企業で働くと厚生年金に加入して、65歳以上になると老齢厚生年金ももらえます。
- ⑥ 障害基礎年金を受給していて、厚生年金をもらっている親が亡くなると、遺族厚生年金ももらえます。
- ⑦ 遺族共済年金は夫が亡くなった時、配偶者がもらいますが、その配偶者が亡くなると転給制度により子がもらえる場合があります。各共済組合の事務局に確認してください。
- ⑧ 20歳になって、免除申請や障害基礎年金の申請や免除申請をしないと、無年金者となり、将来病気や事故などで障害者になった時に、障害基礎年金、老齢基礎年金、遺族基礎年金がもらえなくなります。

※平成17年4月より平成27年6月までの時限立法措置で、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度により、申請することにより納付しなくても万が一の時、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給権が出来ます。免除申請は正式な加入 手続きです。

全額、4分の3、半額、4分の1免除など、事情により認められれば出来る範囲で保険料を支払えば良いことになっています。



以上ポイントのみ挙げましたが、とにかく年金の仕組みは複雑なので不明な点は、社会保険事務所や役所の年金係などに確認することをお勧めします！

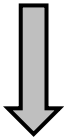
⑤障害年金の受給までの流れ

《参考資料：障害年金サポートセンター監修による》

年金を受給するためには、受給資格を確認し必要書類を揃えて請求することになりますが、請求手続きのポイントについてまとめてみました。

相談

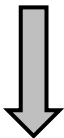
どこで相談すればよいのでしょうか？



- 社会保険事務所・共済組合の事務所・・・受給資格や請求手続きについての相談・請求書受付
- 市町村役場の年金係・・・請求手続きについての相談
- 民間の障害年金相談センター・・・障害年金を専門に扱うセンターは少数

書類の入手

障害年金を請求するのに必要な書類を役所でもらいます



- 社会保険事務所か、役所の年金係で
- ① 障害給付裁定請求書 ② 診断書(傷病別8種より選択) ③ 受診状況「証明書」
- ④ 病歴・就労状況等申立書

診断書の作成

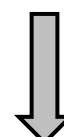
医師に診断書を作成してもらいます



- 初診日の証明を医師に依頼する
- 診断書の作成を依頼し、記載内容をチェックする

申立書の作成

病歴・就労状況等申立書を作成します



- 診断書を受け取ったら「病歴・就労状況等申立書」を作成しますが、受診状況・治療結果・症状・日常生活の様子などを記入する
- 提出に必要な書類を揃える
- ① 戸籍謄本 ② 診断書 ③ 病歴就労状況等申立書 ④ 年金手帳・被保険者証
- ⑤ 既に年金を受給している場合は年金証書 ⑥ 通帳 ⑦ 認印

請求書の作成

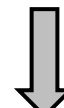
裁定請求書を作成します



- 添付書類が準備できたら裁定請求書に記入する
- 提出先は、初診日に加入していた年金により異なります。

不受理の場合

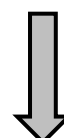
不受理となるのはどのような理由があるのでしょうか？



- 受給要件が満たされていない、症状が軽いため受給できない、診断書・申立書・裁定請求書等の不備、障害年金請求期限の超過 など

判定

裁定決定通知書等の送付



- 3ヶ月後に 裁定決定通知書が送られてくる。
- 年金の権利が決定されると社会保険庁(国民年金の場合は社会保険事務所)から「年金証書」と「裁定通知書」が郵送され、50日後に振り込み通知書が送られ振り込まれる
- 次回からは偶数月に2カ月分振り込まれる

受給後

受給後の生活

- 1年に1回、現況届を提出する必要あり

第三章 子どもに残す仕組みの案内

① 保険について

I. 保険の基礎を知る

1. 保険って何？(保険の成立)

★保険とは、予め皆で少ずつお金を出し合い(保険料・掛け金)、仲間の誰かが困った時に
お金を受け渡す(保険金・給付金)相互扶助(助け合い)の仕組み・役割です。

2. 保険に入る目的って何??

★人生には4つの大きな不安があります。

- ①万一の時の不安
- ②病気・ケガなどの不安
- ③老後の不安
- ④介護の不安

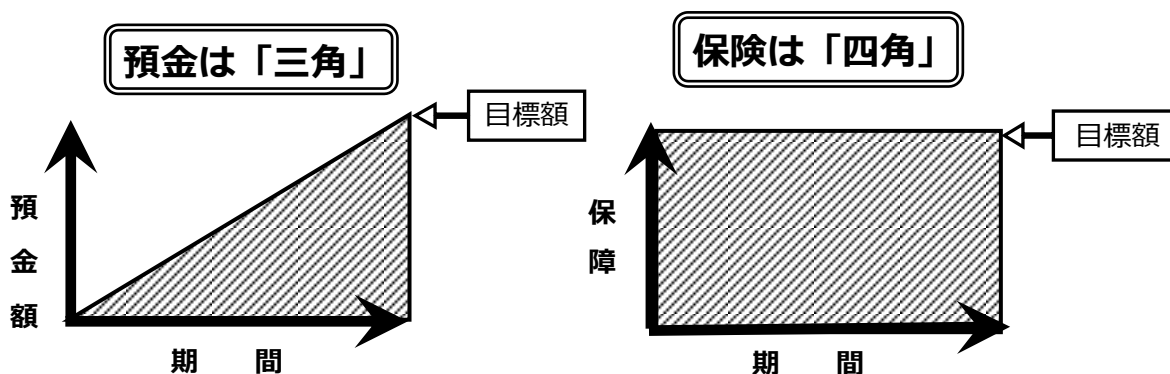


この4つの経済的な不安を少しでも解消するために
保険に加入するわけです。保険とは、人生の様々な
経済的損失(リスク)に対して、それを補てんするた
めの準備の一つです！

3. 預貯金と保険の違いって知っていますか？

★「預金は三角」、「保険は四角」…これが答えです。

- ①いつ起こるか判らない「まさか」への備えとして、四角の「保険」は三角の「預貯金」にはない特別な機能があります。
- ②三角の預貯金は、必要な目標金額を作り上げるまでには、どうしても時間がかかってしまいます。
- ③四角の保険は、加入したその時から必要な目標額が保障されます。



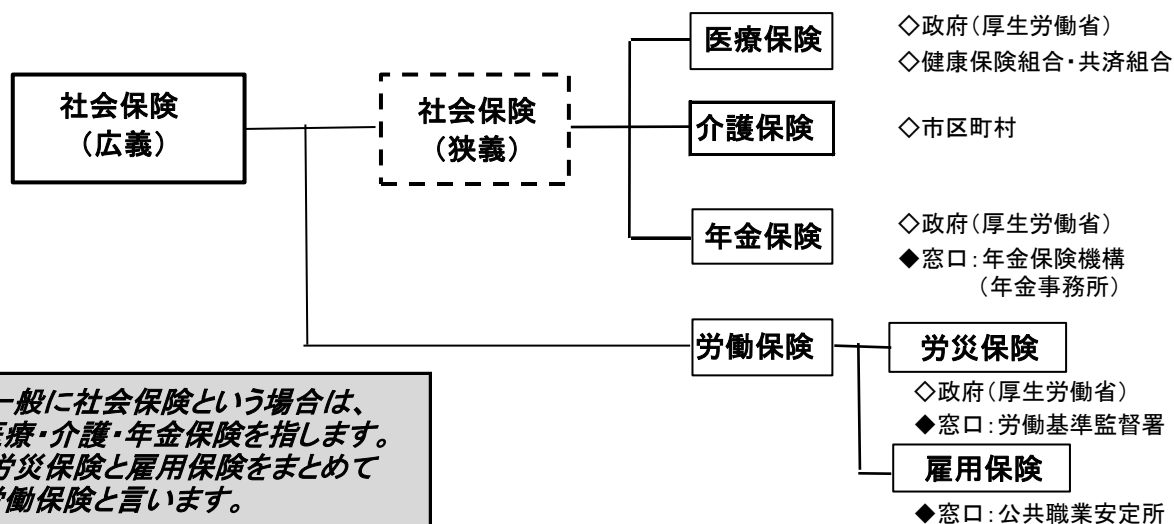
II. 保険の種類(保険にはどんな種類があるのか?)

1. 公的保険と私的保険

保険には、大きく分けて、国(自治体)が強制的に行なう社会保険(公的保険)と自分の意思で加入する民間の保険(私的保険)があります。

2. 社会保障制度の中の社会保険

国や自治体が行なう諸々の社会保障制度の枠組みの中に社会保険(公的保険)があります。



* 一般に社会保険という場合は、医療・介護・年金保険を指します。
* 労災保険と雇用保険をまとめて労働保険と言います。

3. 私的保険の種類は？

①生命保険の主な種類

養老保険	もっとも基本的な保険の種類で、保険期間に死亡した時は死亡保険金を、満期時には満期保険金を受取れます。
定期保険	一定の保険期間内に死亡した場合、死亡保険金を受取れます。満期保険金はありません。(いわゆる掛捨てタイプの保険です。)
終身保険	一生涯保障が続き、死亡した場合、死亡保険金を受取れます。
定期付終身保険	終身保険に定期保険特約を付加した保険です。定期保険特約は一定期間内で自動更新することができます。
学資保険(子ども保険)	子どもの教育資金を入学や進学に合わせて準備するための貯蓄型の保険です。(親に万が一のことがあっても教育資金を準備できる特約もあります)
個人年金保険	契約時に定めた年齢から年金を受取れます。年金受取期間は、一定期間や一生涯(終身)に渡るものなど様々な種類があります。

②損害保険の主な種類

自動車保険(任意加入)	自賠責保険とは別に、任意で加入する自動車保険です。
火災保険	家屋や家財が地震を除く火災や風水害で被害を受けた時に、実際に被った損害額(実損)に対する保険金を受取れます。
地震保険	火災保険では補償されない地震での建物・家財をの損害を補償する保険です。損害の程度により補償金額が変わります。
所得保障保険	病気やけがで働けなくなった時、一定条件の範囲で所得補償保険金を受取れます。

③第三分野保険の主な種類

傷害保険	災害で死亡したり障害状態になった時に保険金を受取れます。
医療保険	病気やけがで入院・手術・通院などをした時給付金を受取れます。
がん保険	がんと診断された時、がん治療のための入院・手術・通院をした時に給付金を受取れます。

Ⅲ. 保険の用語って難しい???

★まず始めに、良く使われる保険用語について簡単に説明します。

保険者	保険契約を引き受ける側の主体: 保険会社(国・公共団体)
契約者	保険会社と保険契約を結び、契約の権利を持つ人(通常は保険料負担者です)
被保険者	保険の対象となっている人。保険契約時には被保険者の同意が必要です。
保険金受取人	被保険者が死亡したり契約が満期になった時に保険金を受取る人
給付金受取人	入院や手術などの給付金を受取る人(通常は被保険者本人です)
年金受取人	個人年金保険などで定期的に年金(等)を受取る人
保険料	契約者が保険会社に払込む保険契約の掛け金
保険金(給付金)	満期や死亡などの契約で定めた支払い事由が起きた時に保険会社から一時金で支払われるお金
契約日	契約時の年齢や保険期間などの計算の基準となる日
責任開始日	保険会社が保険契約上の保障を開始する日。契約日と異なることもあります

【参考】 保険に良く使われる言葉「補償・保障・保証」の違い

補償→損失を補って償うこと。損害賠償として財産・健康上の損失を金銭で補うこと(損害保険会社系)

保障→ある状態(正常・健康)が損なわれることの無いように保護し守ること(生命保険会社系)

保証→間違いのない、大丈夫であると認め責任を持つこと(例:品質保証、債務者の保証人)

IV. 医療保険制度

医療保険制度は、職業や年齢によって加入する制度が異なります。

75歳未満の人は、農業や自営業を営む人が加入する「国民健康保険」、会社や工場などで働く人が加入する「健康保険」、船員が加入する「船員保険」、公務員や私立学校教職員が加入する「共済組合・共済制度」があります。

75歳以上の人は、平成20年4月に創設された「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に全員加入します。

1. 健康保険

被保険者（加入者）は、75歳未満の一定人数の事業所の役員・従業員とその家族（被扶養者）で、業務外における疾病、負傷、死亡、出産について保険給付を行います。

保険料は勤務先の事業所と被保険者が折半で負担します。

自己負担割合：本人・被扶養者ともに3割（小学校就学前の乳幼児は2割）

- ①全国健康保険協会管掌健康保険「協会けんぽ」・・・（旧）政府管掌健保 ※主に中小企業が加入
- ②健康保険組合・・・組合管掌健康保険（組合健保）
※主に大企業が加入。従業員700人以上の事業所による「単一組合」と同種・同一地域の事業所が集まった3000人以上で組織する「総合組合」がある。

2. 国民健康保険…市区町村「国民健康保険組合」

市区町村に住所を有する75歳未満の人で、被用者保険に未加入の場合、国民健康保険に加入します。被用者保険とは違い、被扶養者はなく、家族全員が原則加入し、被保険者となります。

給付の内容は、被用者保険と同様であるが、業務上の疾病や負傷も対象となります。

保険料は、世帯人数や所得によって決められ、市区町村や組合によって異なります。

自己負担割合：3割、（小学校就学前の乳幼児は、2割、）

3. 長寿医療制度…都道府県「後期高齢者医療広域連合」

75歳以上の人（寝たきりの場合は、65歳以上75歳未満）は、これまでの公的医療保険を脱退して、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者として加入することになります。

保険料は居住する都道府県によって異なります。（所得に応じた部分と被保険者に均等に掛かる部分で決められます。（低所得者、75歳到達時に健康保険の被扶養者の方には軽減措置有り）

自己負担割合：1割、ただし一定の高額所得者は3割負担となります。

V. 介護保険制度

2000年4月から導入された社会保険制度で、40歳以上の人が全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になった場合に所定の介護サービス給付を受けられます。

1. 被保険者と保険給付対象の違いについて

- ①第1号被保険者・・・65歳以上で、要介護状態になった原因が問われることなく介護給付サービスが受けられます。
- ②第2号被保険者・・・40歳以上64歳で、老化に起因する特定の病気（初老期認知症、脳血管疾患、末期がん等16疾患）に伴って、要介護状態になった時に限り介護サービス給付を受けられます。

2. 仕組みと特色

市町村に設置された介護認定審査会の審査判定に基づき、市町村が行う要介護認定または、要支援認定を受けることにより、介護給付または予防給付を受けることができます。

<主な特色>

- ①市区町村が要介護者の認定を行い、市区町村ごとにサービス内容が異なる。
- ②要支援1～2、要介護1～5の介護度別認定基準がある。
- ③原則として、本人も1割負担が必要である。

3. サービス給付の内容

- ① 自宅で受けるサービス
 - ・訪問介護(ホームヘルプ)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導等
- ② 施設等を利用して受けるサービス
 - ・通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、短期入所の生活介護・療養介護等
- ③ 介護環境を整備するサービス
 - ・福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給、介護住宅用改修費の支給等

VI. 公的年金保険制度

1. 特徴

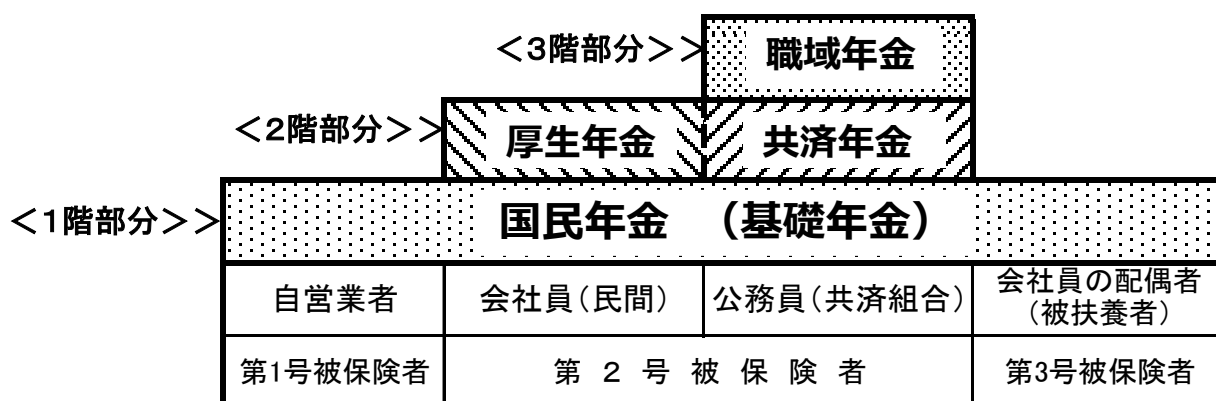
- ① 日本における公的年金は、「国民皆年金」として国民全員の加入が義務付けられています。
- ② 基礎年金制度をベースにした「国民皆年金」制度となっています。
- ③ 公的年金の基礎となる年金を『基礎年金』といい、国民年金がこの基礎年金部分となります。
- ④ 国民年金(基礎年金)の加入者(被保険者)は、第1号～第3号被保険者に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満で、第2、第3号被保険者でない者
第2号被保険者	被用者年金(厚生年金、共済年金等)の加入者、組合員である者
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者(被扶養者)で、20歳以上60歳未満の者

2. 年金保険給付の主な種類

年金の名称	主な給付内容
国民年金	①老齢基礎年金 ②障害基礎年金 ③遺族基礎年金 ④付加年金および寡婦年金 ⑤死亡一時金
厚生年金	①老齢厚生年金 ②障害厚生年金(障害手当金) ③遺族厚生年金
共済年金	①退職共済年金(職域年金) ②傷害共済年金(障害一時金) ③遺族共済年金

3. 公的年金の仕組み図



② 保険と税金

I. 保険金や給付金を受け取る場合の税務

1. 死亡保険金に関わる税金

契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	税金の種類	備 考
Aさん(例:夫)	Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	相続税	
Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	Aさん(例:夫)	所得税	一時所得となります
Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	Cさん(例:子)	贈与税	

2. 満期保険金に関わる税金

(満期保険金受取人)

Aさん(例:夫)	Aさん(例:夫)	Aさん(例:夫)	所得税(一時所得)	* 又は、 20%の源泉 分離課税
Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	Aさん(例:夫)	所得税(一時所得)	
Aさん(例:夫)	Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	贈与税	
Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	Bさん(例:妻)		
Aさん(例:夫)	Bさん(例:妻)	Cさん(例:子)		

3. 医療給付金(入院・手術、通院)、介護年金・一時金、高度障害保険金に関わる税金

→受け取った給付金等は、原則非課税です。

4. 個人年金保険

→契約者(保険料負担者)と年金受取人が同一人であれば、所得税(雑所得)です。

II. 保険と税金の基礎知識

1. 生命保険の非課税財産

* 死亡保険金は、相続人が受け取る場合、

500万円×法定相続人数＝「非課税財産」となります。

*《参考1》相続税の基礎控除<平成23年1月末現在>

5,000万円＋(1,000万円×法定相続人数)＝相続税の基礎控除額

例: 法定相続人数3人の場合、

5,000万円＋(1,000万円×3人)＝8,000万円は基礎控除されます。

*《参考2》相続税における障害者控除

・相続人である障害者が85歳になるまでの間、

1年について6万円、特別障害者は、12万円の障害者控除があります。

2. 贈与税の基礎控除

年間の贈与金額 110万円が基礎控除額になります

3. 一時所得の所得税の課税金額の算出の仕方

* 1年間の一時所得金額の1/2が課税対象額となります。

一時所得収入 － 必要経費 － 50万円(一時所得の特別控除額) × 1/2
(満期保険金など) － (払込保険料総額) － 50万円(特別控除額) × 1/2

4. 個人年金等受取り時の雑所得

* 雑所得の金額 ＝ 総収入金額 － 必要経費

③ この子への財産移転方法について

I. 利用できる財産移転方法

1. 心身障害者扶養共済(保険)制度

〔目的〕保護者が死亡した後(親亡き後)、この子(障害者)に終身で一定額の年金を支給する共済制度

〔制度の主体〕: 都道府県、指定都市

〔掛金・年金の支給額〕

- ①口数制: 1口～2口まで
- ②掛金: 1口9,300円～23,300円(親の加入時の年齢によって掛金が異なります。)
- ③給付年金額: 月額 1口について2万円(2口:4万円)

2. プルデンシャル生命保険の「割増年金支払特約付 終身保険」

〔特長〕

- ①知的障害者を死亡保険金受取人に指定した時、死亡保険金を一時金に替えて障害者の子が割増年金を終身にわたって受取ることができる。
- ②年金受取りのための指定代理請求制度がある。
- ③障害者を受取人とした場合の割増割合は、健常者受取りと比べておよそ1.4倍。
(年金受取開始時の年齢によって倍率に相違があります。)

〔注意点〕

- * 5年、10年、15年等の保証期間付終身年金を選択できるが、年金受取人が早期に死亡した場合は、年金受取総額が、死亡保険金相当額よりも大幅に少なくなることに注意が必要。
- * 年金受取人が障害者の場合、受取年金額が割増されるのは、障害者の平均余命が短いことも年金額算出の基礎となっている。

〔問合せ先〕

プルデンシャル生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター TEL:0120-810-740
URL: <http://www.prudential.co.jp>

3. 各保険会社で取扱の各種生命保険(養老保険、終身保険、定期保険等)

- * 死亡保険金を一時金に替えて年金で受取る方法もあります。また遺言信託を併用・活用することで効果的にこの子に残すこともできます。
- * 契約形態や加入のメリットなどについては、次のページに記載した内容を参照ください。
(「生命保険を活用した効果的な節税、財産移転の方法」)

4. 特定贈与信託

- * 重度障害者に対する贈与税の非課税制度。金銭、有価証券、不動産等の財産を金融機関に信託することで、**6,000万円を限度に贈与税が非課税**となります。
- * 信託銀行等の金融機関と「特別障害者扶養信託契約」を締結します。
- * 信託報酬・管理費等の費用については無料となっています。

5. 遺言信託

遺言信託とは、主に信託銀行が行っている金融サービス(有料)です。そのサービスの内容は、

- ①遺言の作成などについての相談業務
- ②遺言証書の作成と作成した遺言証書の保管
- ③遺言の執行

- * 遺言証書の作成、保管、遺言の執行にはそれぞれ手数料等が必要となります。
- * 諸費用、手数料については、次ページに記載しています。

6. 財産承継信託(特約付金銭信託について)

- * 信託銀行などの金融機関が行う財産承継型の信託サービス(特約付金銭信託: 有料)。
 - ①契約による信託設定: 生前に信託契約を締結し、契約や特約内容に従って家族などに財産(金銭)を定期的に受け渡す仕組みです。
 - ②遺言による信託設定: 「遺言信託に付随させる形で、遺言書の指示に基づき金銭信託を設定、予め指定した家族などへ信託財産を受け渡す仕組みです。

Ⅱ. 財産移転の効果的な方法

1. 生命保険を活用した効果的な節税・財産移転の方法

①生命保険の死亡保険金受取人を子に指定する方法

- ・生命保険の死亡保険金は、死亡発生時から受取人(子)固有の財産となり、侵害されません。(被相続人の負債などの弁済から守られます。)
- ・保険金が支払われる口座は、原則受取人(子)の銀行口座であり、相続発生後であっても受取人(子)の銀行口座が凍結されることはありません。

《有効な契約形態》 契約者及び被保険者＝父または母 死亡保険金受取人＝子

②連年贈与による保険料充当法

- ・贈与税の年間非課税金額(110万円)を有効に活用、その贈与相当額を年間の保険料に充当して生命保険に加入する方法。(受取る保険金は、一時所得が課税されますが、課税される一時所得金額は1/2であり、贈与額よりも大きな財産を移転できます。)

《有効な契約形態》 契約者＝「贈与を受けた子」、被保険者＝父または母、保険金受取人＝「子」

- ・毎年贈与証書を作成し、受贈者(子)の銀行口座へ毎年贈与金額を振込む。
- ・贈与金額よりも大きな死亡保険金額を確実にかつ効果的に財産として移転が可能です。

2. 遺言(信託)を活用した確実な財産移転法

遺言信託による承継財産の明確化及び目標額を明記できる。

3. 金銭信託を活用する方法

①生前に贈与する方法

- ・特定贈与信託の活用
- ・契約による信託設定(生前贈与信託・財産承継信託など)を活用する

②相続時に財産を信託する方法

- ・遺言書による信託設定を活用する。

Ⅲ. 参考資料

1. 普通遺言の種類と内容

種 類	内 容	証人・立会人	作成者	日 付	検認(*1)
自筆遺言証書	遺言の本文、日付、名前を全て自署押印して作成する遺言	不要	本人	年月日を記入する。	必要
公正証書遺言	証人2人以上の立会で公証人に作成してもらう遺言	2人以上	公証人	公証人が作成し、年月日を記入する。	不要
秘密証書遺言	予め作成した遺言書を封入し証人立会のもと公証人に公証してもらう遺言	公証人1人 証人2人	誰でも良い□ (*2)	遺言証書提出日を公証人が封書に記入する。	必要

(*1) 検認とは、家庭裁判所で遺言の存在や内容を明らかにし、そのあとの偽造・変造を防止すること。

(*2) 作成者は誰でも良いが、自筆の遺言でない時は、筆者の住所・氏名を申述する。

2. 遺言信託などの信託手数料について

〈注: 記載の手数料等については、変更されることがありますので、詳細等は各信託銀行等にお問合わせください。〉

遺言信託	手数料等の種類	三菱UFJ 信託銀行	住友信託銀行	みずほ 信託銀行	中央三井 信託銀行	りそな銀行
	遺言書保管時 基本手数料	315,000円	315,000円	315,000円	105,000円	210,000円
	遺言書管理料(年間)	5,250円	10,500円	6,300円	6,300円	0円
	遺言執行時 最低報酬額	1,575,000円	1,050,000円	1,050,000円	1,050,000円	1,050,000円

★ 各相続人が取得する財産額ごとに、以下の手数料を計算し、その合計額が手数料となります。

公証 人 手 数 料	遺言書作成時の財産額		手数料(遺言書作成費用)
	100万円以下		5,000円
	100万円超	200万円以下	7,000円
	200万円超	500万円以下	11,000円
	500万円超	1,000万円以下	17,000円
	1,000万円超	3,000万円以下	23,000円
	3,000万円超	5,000万円以下	29,000円
	5,000万円超	10,000万円以下	43,000円
	1億円超	3億円以下	43,000円プラス超過額5000万円まで毎に13,000円を加算する。
	<以下省略>		

*1: 用紙代 正本または謄本として、1枚につき250円

*2: 遺言の相続財産額総額が 1億円以下の時、上記金額に11,000円を追加

<例> 財産1億円の場合(公正証書4枚の場合)

★相続人2人に均等に相続させる場合

.....29,000円×2人+正・謄本代2,000円+加算11,000円=71,000円

財産 承 継 信 託	ある信託銀行の例	信 託 報 酬		
	★契約による信託設定の場合	自益信託	 信託金に対して	1. 05%(税込)
	●信託金が5億円以下の場合	他益信託	 信託金に対して	3. 15%(税込)
	★遺言による信託設定の場合	遺言書作成時	.. 予定信託金に対して	1. 05%(税込)
	●予定信託金が5億円以下の場合	信託設定時	... 信託金に対して	2. 10%(税込)

④障害者が加入できる主な生命保険・共済の比較

引き受け会社	A I U 保険会社	ぜ ん ち 共 済		
商品名	生活サポート総合補償	ぜんちのあんしん保険		
年間保険料 (年間掛け金)	17,000円	Aプラン	Bプラン	Cプラン
		15,000円	23,000円	32,000円
病気・ケガによる入院保障	入院4日目から30日程度	〈病気・ケガで入院した場合〉		
①入院1日について	付き添い介護 8,000円 (介護を受けた日1日当たり) 差額ベッド 3,000円 (差額ベッドが生じた日) 入院費用 1,000円	入院1日目(1泊2日)から 1日 10,000円保障 ただし、てんかんでの入院では 1日 5,000円保障		
		30日程度	60日程度	60日程度
②入院一時金	30日以上 5,000円	1泊2日以上入院の時 一律 10,000円		
手術を受けた時	ケガでの入院について手術の種類により(病気は非該当) 12万、6万円、3万円	公的医療保険対象の手術を受けた時、 Aプランは無し、B・Cプランは、30,000円 (病気・ケガによる手術に対応)		
ケガで通院した時	1日につき 2,000円	1,000円	1,500円	2,000円
死亡保障(死亡保険金)	ケガによる死亡のみ対象 10万円	病気・ケガで死亡した時		
		10万円	50万円	200万円
個人賠償責任保険	1億円まで	各プランとも 1,000万円まで		
加入者数	約8万人	約2.7万人		
その他・補足・注意事項 など	* 入院、手術、通院、死亡時の 給付金・保険金はケガによる 場合に限られている。 * 葬祭費用保険金(弔慰金) 病気死亡時10万円を限度に 負担された葬祭費用を支給	* 権利擁護費用保障があります。 (法律相談、弁護士委任費用等) * 入院、手術、死亡時の給付金・保険金は、病気 ケガ いずれの場合も支給該当する。 (ただし、通院保障はケガの場合に限定)		
問合せ等連絡先	AIU保険会社 0120-16-6755 http://www.aiu.co.jp	ぜんち共済株式会社 0120-322-150 http://www.z-kyosai.com		

第四章 障害福祉サービスについて

障害者自立支援法により障害福祉サービスが1つにまとめられ、総合的に障害者の自立した生活を支援するものとなりました。市町村が実施する地域生活支援事業を組み合わせることで利用できます。

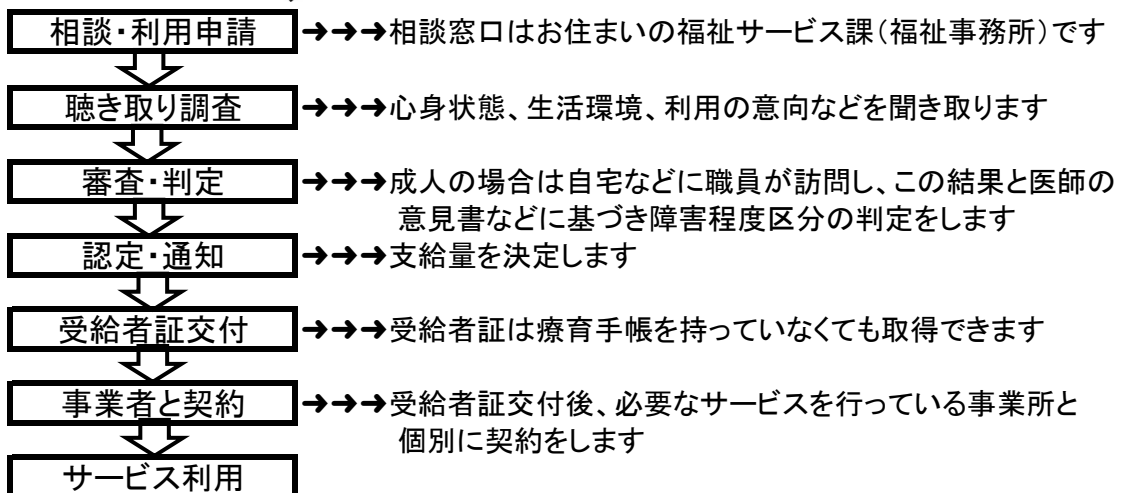
①サービスの種類

国による障害福祉サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排泄・食事を行う。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために、必要な支援・外出支援を行う。
		児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。未就学児・就学児対応。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含めて施設で入浴・排泄・食事の介護などを行う。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間入浴・排泄・食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
		共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
		旧法施設支援	従前の例により運営できるとされた特定旧法指定施設で入所又は通所による支援などを行う。
	訓練等給付	自立支援（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能または、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行う。
市町村のサービス	地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるように移動を支援する。
		日中一時支援（放課後型・日中型）	日中の一時的な預かりを行う支援。
		相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。

②サービス利用の流れ



福祉サービスを利用するには**受給者証**が必要です！



③対象者

身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者(児)

※介護保険のサービスを利用できる方(65歳以上で要介護等の状態にある方、又は40歳以上65歳未満で、特定疾病により要介護状態となった方)は、介護保険が優先となります。

④利用者負担

原則として費用の1割を負担。但し以下のように負担には上限額を設定。 (2011年3月末日現在)

区分	生活保護 世帯	市町村民税 非課税世帯	一般(市町村民税課税世帯)市町村民税所得割		
			16万円未満	16万円以上28万円未満	28万円以上
居宅・通所の 障害者	0円	0円	9,300円	37,200円	
居宅・通所の 障害児			4,600円		37,200円
入所施設等の 障害者			37,200円		
入所施設の 障害児			9,300円		37,200円

・18歳以上の障害者の場合は、本人と配偶者の収入を合算した所得で計算されます。

(施設に入所する18、19歳を除く)

・障害児の場合は保護者(両親)の収入を合算した所得で計算されます。

(施設に入所する18、19歳を含む)

※障害福祉サービス等は18歳になった次の月から成人と同じ扱いになります。

(契約者は保護者ではなく本人に移行)

⑤軽減措置

軽減 措置	内 容	対象者
施設入所者の補足給付	食費・光熱水費は自己負担ですが、収入に応じて軽減します	市町村民税非課税世帯の ・施設入所者
通所施設等の 食費負担軽減	食費の人件費相当分を軽減します	生活保護、市町村民税 非課税、所得割16万 (児童は28万)未満の ・日中活動系サービス利用者 ・短期入所利用者
高額障害福祉サービス費	同じ世帯の中に障害福祉サービスを利用する人が2人以上いる場合や、介護保険も併用している場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還します	すべての利用者
生活保護への移行防止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、そうならないように利用者負担や、食費・光熱水費を軽減します。	すべての利用者

⑥サービス利用例

		Aさん（20歳代）	Bさん（30歳代）
障害程度区分		1	4
日中活動の場		会社	通所施設
住まいの場		グループホーム	自宅
月収		8万円	0
障害基礎年金		×	1級
自立支援法サービス自己負担		0	0
利用サービス	生活スタイル	グループホームで仲間と暮らしている。休日はヘルパーと買い物や映画などに出かけることもある	家庭の事情で通所施設終了後、障害福祉サービスを利用することが多い。週末はヘルパーと外出したり一緒に自宅で過ごすこともある
	日中活動	×	(施設)就労継続支援B型 (施設終了後)日中一時支援
	住まい	共同生活援助	×
	余暇など	移動支援	移動支援 行動援護 居宅介護 短期入所

※上記以外にも利用可能なサービスがありますので、必要に応じて選択してください。

地域で暮らすために必要なものは・・・

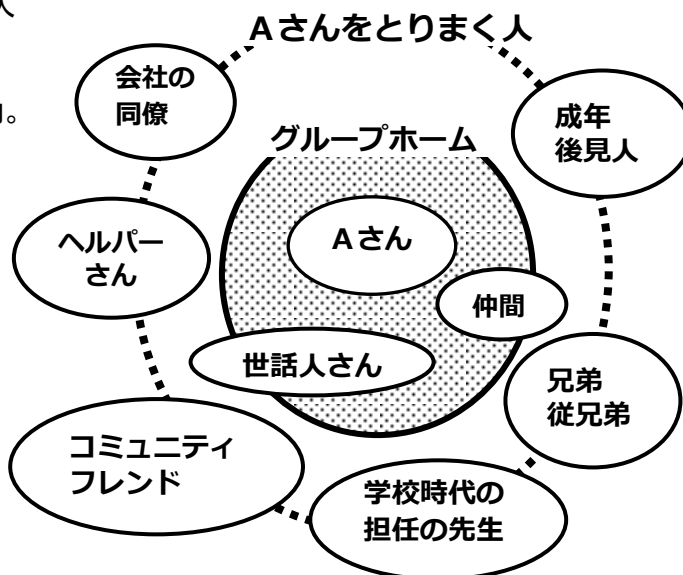
上記でご紹介したAさんは、ご両親が他界したあとグループホームでの生活を基盤として、周りの人からのサポートを受けながら暮らしています。

仕事のある日は、世話人さんに見送られて出勤。帰宅後は、仲間と夕食をとったりおしゃべりを楽しんだり・・・時にはヘルパーさんと夜の外出をして、映画をみたりカラオケに行くことも。

休日は、コミュニティフレンドと外出したり、地元のイベントに参加したり・・・月に1～2回成年後見人が来て相談にのってくれます。

このように親亡きあとも、地域の中で普通に暮らしていけるのは、グループホームの世話人さんや仲間、作業所の職員さん、ヘルパーさん成年後見人さんなどAさんを取りまく人垣があればこそ・・・です。

親が元気なうちに、子どもが地域で暮らしていけるように、多くのサポーターを増やす努力をしましょう。



グループホームの利用は親が元気なうちに始めることをお勧めします。グループホームでの生活に不安な方は、ショートステイで体験利用することもできます！

第五章 親元から独立した時の生活

①グループホーム利用者の生活調査：全国平均値（グループホーム全国基礎調査2009より抜粋）

障害程度区分	区分2→25.8% 区分3→22.5% 区分1→12.7%
日中活動先	一般就労 20.9% 就労継続B 19.6% 生活介護 15.4% 旧法通所施設 14.5%
成年後見の有無と類型	制度利用が無い 91.8% 「後見」 4.0% 「補佐」 0.8% 「補助」 0.5%
入居者の収支状況	①「収入と支出がほぼ同じ」 42% 「余裕がある」 32% 「支出超過」 17% ②生活費となる収入源 「障害基礎年金」81% 「賃金」56.4% 「生活保護」13.7% 障害基礎年金受給者のうち 「1級」26.4% 「2級」56.0% ③月収で最も多いのが「7～10万円」で35.7% 平均月収は 7.2万円 ④家賃の全国平均値は23,500円 （ただし千葉市など大都市近郊圏は 27,800円） ⑤その他支出 ⑥徴収している食費の平均額は 20,300円 ⑦水光熱費・共益費の平均額は 9,900円 ⑧その他徴収費用平均額は、 2,800円 支出平均額合計 約 56,000円

②グループホームの生活費はどれくらいかかる？～千葉市内のグループホーム利用者の具体例～

Aさん	男性・30代	家賃	食費	光熱水費	日用品	支出合計
療育手帳	B-1	26,000円	21,000円	8,020円	1,700円	56,720円
障害程度区分	2	・収入の内訳：年金67,000円 賃金：90,000円				
障害基礎年金	2級	・月に1～2回程度自宅に戻り一泊してくる。				
日中活動場所	就労	・就労場所へGHから弁当を持っていくため、食費が多くかかっている。				
収入	157,000円	・お小遣いは月30,000円、休日の昼食代、雑誌購入などにあてている。				
家賃助成額	13,000円	・休日は一人で電車に乗って出かけたりすることもある。				

Bさん	男性・20代	家賃	食費	光熱水費	日用品	支出合計
療育手帳	A-1	24,000円	13,800円	8,020円	1,690円	47,510円
障害程度区分	4	・収入は年金のみ				
障害基礎年金	2級	・土曜の朝に自宅に戻り、日曜の夜にGHに戻る。				
日中活動場所	更生施設	・施設を利用しているので、利用料として昼食代が別途5,000円かかる。				
収入	67,000円	・このほか、施設までの定期代がかかる。				
家賃助成額	12,000円					

Cさん	女性・40代	家賃	食費	光熱水費	日用品	支出合計
療育手帳	A-1	35,000円	16,600円	5,540円	2,190円	59,330円
障害程度区分	4	・収入の内訳は 年金：67,000円と授産施設の工賃6,000円				
障害基礎年金	2級	・だいたい月に2～3回自宅に帰る。				
日中活動場所	授産施設	・施設の利用料として昼食代5,000円、月2回の通院費用、紙パンツ代などの日用品代、定期代、お小遣い等が別途かかる。				
収入	73,000円					
家賃助成額	15,000円	・それらの費用を合算すると、一か月の支出が 月8～10万円になる。				



上記の表はグループホーム利用者がホームに支払う金額の具体例ですがこの他に交通費・被服費・お小遣いなどが必要となるので、年金と給与を合わせて 月に10万円程度の収入が必要だと思われます。

グループホームの家賃助成について

- ・市町村によって要綱が異なるが、千葉市は家賃の1/2(但し、15,000円を上限とする)となっています。多くの市町村で1/2の助成がありますが、所得が多い場合に助成対象からはずれる場合があります。
- また、家賃助成は償還払いになっているため、一時的に支出合計額を支払うことになります。
- ・ちなみに父の樹会のグループホームの家賃設定は、住居、部屋の広さによって異なりますが、平均家賃は30,000円。
- 光熱水費、日用品費は、基本的には人数均等割りにしています。

③入所施設での生活費はどれくらいかかる？ ～千葉市内の入所更生施設の例～

Dさん	男性・40代	給食費	光熱水費	支出合計(施設徴収分)
療育手帳	A-1	47,100円	10,000円	57,100円
障害程度区分	未実施	・外泊はほとんど無し ・施設内で使う小遣いは、2,480円(月平均)で、その他に医療費、被服費、理容代等がかかる。 ・その他の合計支出金額は、約22,000円		
障害基礎年金	1級			
収入	82,500円			
補足給付	11,790円			
収入合計	94,290円	※支出合計(平均) 約79,000円		

Eさん	男性・30代	給食費	光熱水費	支出合計(施設徴収分)
療育手帳	A-2	34,540円	10,000円	44,540円
障害程度区分	未実施	・月に4回程度帰宅し、2泊してくる。 ・施設内で使う小遣いは、910円で、その他帰宅の際の交通費、レジャー経費、医療費、被服費、理容代がかかり - その他の合計支出金額は、約40,000円		
障害基礎年金	1級			
収入	82,500円			
補足給付	11,280円			
収入合計	93,780円	※支出合計(平均) 約85,000円		

Fさん	女性・30代	給食費	光熱水費	支出合計(施設徴収分)
療育手帳	A-1	44,520円	10,000円	54,520円
障害程度区分	未実施	・月に1回程度帰宅し、2泊してくる ・施設内で使う小遣いは 660円で、その他帰宅の際の交通費や食費、レジャー費、医療費、被服費、理容代がかかり、それらの合計は、約25,000円		
障害基礎年金	1級			
収入	82,500円			
補足給付	10,770円			
収入合計	93,270円	※支出合計金額(平均) 約80,000円		

- ・上記は、1ヶ月が30日の月の例です。
- ・「補足給付」
 - ・・・国の制度で食費負担が増えたため、その代わりに自治体から給付することになったもの
- ・施設内での小遣い
 - ・・・施設内で調理する時の費用など
- ・帰宅が多い方は、支出も増加傾向にあるようです。

第六章 成年後見制度について

①成年後見制度とは

判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、生活する上での権利が失われることのないように法律面や生活面で支援する身近なしくみです。
親なき後、本人が本人の望むあたりまえの暮らしを続けていくために大切なしくみです。
後見人は、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所の判断を受けて決定します。

②後見の申立て

申立人は、本人や両親、4親等内の親族に限られます。(4親等・・・大伯父・大伯母・いとこ)
本人の判断能力が不十分で4親等内の親族がいない場合、首長の申し立てが可能です。

申立費用・・・約11,000円(登記印紙料、切手代、申立手数料等)

* 上記以外に鑑定費用(5～10万円)がかかることがあります。最近では重度の方の場合、免除されることが多いようです。

③後見人は誰に

後見人になるのに資格は必要ありません。親や親族になることもできます。
本人をよく知る人や社会福祉士などの第三者に後見人を託すこともできます。

本人の長い人生を考慮して、引き継ぎを前提に次のようにすることもできます。

- ①親が元気なうちに、親が後見人になる。
- ②親の高齢化の進展に応じ、第三者に共同後見人を依頼する。
- ③親なき後は、その第三者に後見人を託す。

以上のようにすれば、親も制度のことをよく理解でき、第三者後見人も親との共同後見を通じて本人の性格や考えをよく知ることができます。なにより、親は第三者後見人と信頼関係を築くことで親なき後、安心して本人を託すことができます。

第三者後見人は、個人だけでなく別表のとおり、NPO法人や社会福祉協議会が法人として後見人を受任しています。

④後見の報酬

目安は月額 5千円～30千円ですが、本人の財産と収入に応じて家庭裁判所が決定します。
後見活動1年後の報酬付与申立てにより決定した額を1年間分まとめて支払います。
後見人が報酬付与の申立てをしなければ、支払いは発生しません。

<後見の3つの類型>

		代理権	同意権	取消権
補助	ほとんどひとりでできるが、少し不安がある	△	△	△
保佐	日常の買い物程度はできるが、財産行為は難しい	△	◎○	◎○
後見	誰かの援助が常に必要	◎	◎	◎

◎全面的に権利を持つ ○条件付きで権限を持つ △本人の同意が必要

※申立ての手続きなど成年後見に関する相談は、巻末の相談機関をご利用ください。



NPOひだまりでも相談を受け付けていますので、
遠慮なくお問い合わせ下さい。(Tel: 043-258-8604)

第七章 自立支援医療制度の仕組みのあらまし

①目的

この制度は心身の障害に関する医療費の、自己負担額を公費により軽減するものです。

②対象者

- ・精神通院医療 精神保健福祉法第5条で規程する疾患で通院を続けて精神医療を行う方です。
 - ・更生医療及び育成医療 身体障害の方及び、育成医療は18歳未満の身体障害の方です。
- こちらは説明を省略します。

③対象となる精神疾患

通院を続けて治療が必要な程度の状態にある方です。

統合失調症、強迫性人格障害などの精神病質、知的障害、てんかん、その他が対象です。

④医療費の軽減が受けられる医療範囲

精神疾患・精神障害や精神障害により生じた病態(躁状態・抑うつ状態・行動障害・てんかん等)に対し入院しないで行われる医療のことで、外来、外来投薬、デイ・ケアなどが対象です。

注意事項： 対象外となる医療は、入院医療費、公的医療保険対象外の医療や投薬、精神疾患や精神障害と関係の無い疾患の医療費です。

⑤医療費の自己負担

通常の公的医療保険は自己負担3割ですが、この制度で1割負担になります。さらに1割負担でも過大にならないよう一ヶ月当りの上限額を設け、世帯の所得に応じて負担額が決まります。世帯の所得は障害者自立支援法と異なり、通院する方と同じ公的医療保険に加入している家族を含めて同一の世帯としています。

自己負担は世帯所得状況によりますが生活保護世帯は負担ゼロ円、あとは市町村民税の課税の有無や税額の違いにより負担額が変わります。また「重度かつ継続」という高額・長期な治療を続けている方はさらに軽減される仕組みがあります。詳しくは申請書の裏面に「所得区分に関するチェックシート」が記載されており、窓口で記載例も貰えますので相談しながら記入することで自己負担額が決まります。

⑥手続きの仕方

申請はお住まいの市区町村の担当窓口ですが、居住地により担当部門名が異なります。

千葉市は各区保健福祉センターの健康課「こころと難病の相談係」です。

申請が認められると「自立支援医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」が交付されます。

この受給者証と管理票に月額自己負担上限額が記入されてきます。

⑦申請に必要な書類(千葉市の場合)

- ・自立支援医療(精神通院)支給認定申請書 市区町村の窓口または医療機関にもあります
申請書には受診する指定医療機関(病院や診療所名)と薬局名の記入欄があるので、あらかじめ決めておく必要があります。
- ・医師の診断書 用紙は市区町村の窓口または医療機関にあります。
通院している病院や診療所で記入して貰います。掛かり付けの精神科家庭医を持たれておくと良いでしょう。また「指定自立支援医療機関」になっていることを確認しておくことが大切です。
- ・世帯の所得の状況などが確認できる資料
住民税の課税証明書や非課税証明書(市区町村で入手できます)、納税通知書(写し)などです。
世帯全員が住民税非課税の場合は、通院しているご本人の収入が確認できる書類(障害年金振込通知書の写し)、年金などの振込みが記載されている預金通帳等(ご本人が18歳未満なら保護者分)
- ・健康保険証(写し)
世帯全員の記載されている被保険者証など、カード式であれば全員分を持参します。

⑧受給者証の有効期間

受給者証は原則として1年ごとの更新です。更新申請は有効期間終了3ヶ月前から受付が始まります。なお医師の診断書は、治療方針に変更が無ければ2回に1回は省略できるので、2年ごとに1回の診断書提出でよいことになります。

(厚生労働省資料を参照)

第八章 千葉県内の各種相談窓口

① 中核地域生活支援センター（日常生活全般の相談窓口）

子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点として千葉県が平成16年に設置したもので、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行います。

	名 称	法人名	住 所	電 話	担当エリア
1	なかまネット	医療法人社団啓友会	八千代市村上4474-11CREA勝田台303	047-487-2941	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
2	がじゅまる	社会福祉法人一路会	市川市大洲1-14-4東洋荘101	047-300-9500	市川市、浦安市
3	ほっとねっと	医療法人財団千葉健愛会	松戸市新松戸4-129関口第5ビル101	047-309-7677	松戸市、流山市、我孫子市
4	のだネット	社会福祉法人いちい会	野田市尾崎840-32	04-7127-5366	野田市
5	すけっと	社会福祉法人愛光	佐倉市鎗木仲田町9-3	043-483-3718	佐倉市、成田市、四街道、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
6	香取ネットワーク	社会福祉法人大泉旭出学園	香取市北1-11-18	0478-50-2800	香取市、香取郡
7	海匠ネットワーク	社会福祉法人ロザリオの聖母会	旭市イ-1775	0479-60-2578	銚子市、旭市、匝瑳市
8	さんぶエリアネット	社会福祉法人ワーナーホーム	山武市成東189-3	0475-53-5208	東金市、山武市、山武郡
9	長生ひなた	NPO)長生夷隅地域のくらしを	茂原市長尾2694	0475-22-7859	茂原市、長生郡
10	夷隅ひなた	支える会	いすみ市深堀689-1	0470-60-9123	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
11	ひだまり	社会福祉法人太陽会	館山市山本1155	0470-28-5667	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
12	君津ふくしネット	社会福祉法人のぞみ会	木更津市富士見1-2-17クア木更津8F	0438-25-1151	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
13	いちばら福祉ネット	社会福祉法人ききょう会	市原市東国分寺台3-10-5	0436-23-5300	市原市

②相談センター

I. 障害者相談支援センター(知的障害者専門の総合相談窓口)

障害のある人及びその家族等に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の社会生活力を高めるための支援、相談及び情報の提供や権利擁護の援助を含め、総合的な相談を行うことにより、障害者やその家族の自立と社会参加を促進することを目的としています。

市の障害福祉担当部署が運営を委託しています。

	名 称	運営母体	住 所	電 話	担当エリア
1	千葉障害者生活支援センター「ふらる」	千葉市手をつなぐ育成会(千葉市の委託)	千葉市稲毛区作草部2-4-6	050-3734-0480	千葉市
2	ふらっと船橋	船橋福祉相談協議会(船橋市の委託)	船橋市港町2-1-5Mビル101R	047-495-6777	船橋市
3	基幹型支援センター「えくる」	市川市の委託	市川市大洲1-18-1	047-702-5588	市川市

II. 千葉県障害者相談センター(相談・判定の専門機関)

18歳以上の障害者の社会的自立更生等の援護事業に対して、技術的な機能が充分発揮できるよう、千葉市を除く県下全域を業務区域として相談者に対する助言、指導、処遇方針の作成、治療訓練等の相談・判定を行う専門機関です。

	事業所	運営母体	住 所	電 話	担当エリア
1	中央障害者相談センター	千葉県の委託	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-6872	千葉市を除く下記以外の市町村
2	東葛飾障害者相談センター	千葉県の委託	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3F	04-7165-2422	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市 印西市、印旛村、本埜村、白井市、栄町

III. 千葉県発達障害者支援センター(発達障害者専門の相談窓口)

自閉症(高機能自閉症を含む)、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害があるご本人、ご家族、関係者及び関係機関からの相談を受けます。

	事業所	運営母体	住 所	電 話	担当エリア
1	千葉県発達障害者支援センターCAS	千葉県の委託	千葉市中央区亥鼻2-9-3	043-227-8557	千葉市を除く下記以外の市町村
2	CAS東葛飾	千葉県の委託	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3F	04-7165-2515	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市 印西市、印旛村、本埜村、白井市、栄町
3	千葉市発達障害者支援センター	千葉市の委託	千葉市美浜区高浜4-8-3	043-303-6088	千葉市

③広域専門指導員の配置（差別や偏見への相談窓口）

障害のある人に対する誤解や偏見による不利益な取り扱いをなくすとともに障害のある人の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、千葉県では平成18年に、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。そして、公正な立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分を聴いて解決策と一緒に検討する専門の相談員を広域に配置しました。

	圏 域	駐在場所	住 所	電 話	担当エリア
1	千 葉	中央障害者相談センター内	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-292-1317	千葉市
2	船 橋	船橋フェイスビル7F	船橋市本町1-3-1	047-424-0167	船橋市
3	習志野	習志野健康福祉センター内	習志野市本大久保5-7-14	047-474-1389	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
3	市 川	市川健康福祉センター内	市川市南八幡5-11-22	047-377-8854	市川市、浦安市
4	松 戸	松戸健康福祉センター内	松戸市小根本7	047-361-2346	松戸市
5	柏	柏健康福祉センター内	柏市柏255	04-7162-6733	柏市、流山市、我孫子市
6	野 田	野田健康福祉センター内	野田市柳沢24	04-7123-4418	野田市
7	印 旛	印旛健康福祉センター内	佐倉市鎭木仲田町8-1	043-486-5991	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町
8	香 取	香取健康福祉センター内	佐原市佐原口-2127	0478-52-3613	香取市、神埼町、多古町、東庄町
9	海 匝	海匝健康福祉センター内	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0739	銚子市、旭市、匝瑳市
10	山 武	山武健康福祉センター内	東金市東金907-1	0475-54-3556	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町
11	長 生	長生健康福祉センター内	茂原市茂原1102-1	0475-26-1510	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
12	夷 隅	夷隅健康福祉センター内	勝浦市出水1224	0470-73-4630	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
13	安 房	安房健康福祉センター内	館山市北条1093-1	0470-23-6900	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
14	君 津	君津健康福祉センター内	木更津市新田3-4-34	0438-23-6603	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
15	市 原	市原健康福祉センター内	市原市五井1309	0436-24-2387	市原市

④後見支援センター（成年後見や権利擁護の相談窓口）

判断能力が低下した高齢者や障害者等成年後見支援のニーズが高まるなかで、親族以外の後見人等として法律や福祉の専門家が主な担い手になっているが、絶対数に限界があり、第三者後見人等の不足が叫ばれている。千葉県社会福祉協議会では、こうした状況に対処するため、各市町村社会福祉協議会に対し、法人後見への取組みと市民後見人の養成を呼びかけている。

	名 称	所在地	住 所	電 話	担当エリア
1	千葉市成年後見支援センター	ハーモニープラザC棟3F	千葉市中央区千葉寺1208-2	043-209-6000	千葉市
2	かしわ広域後見支援センター	介護予防センターいきいきプラザ内	柏市柏5-11-8	04-7165-1144	柏市、野田市
3	まつど広域後見支援センター	総合福祉会館内	松戸市上矢切299-1	047-368-0349	松戸市、鎌ヶ谷市
4	さくら広域後見支援センター	社会福祉センター2F	佐倉市海隣寺町87	043-484-0698	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町
5	かとり広域後見支援センター		香取市佐原口2116-1	0478-54-4405	香取市、神埼町、多古町、東庄町
6	あさひ広域後見支援センター	青年の家2F	旭市二の5127	0479-62-2944	旭市、銚子市、匝瑳市
7	きみつ広域後見支援センター	保険福祉センターふれあい館3F	君津市久保3-1-1	0439-55-0454	君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市
8	もばら広域後見支援センター		茂原市町保13-20	0475-23-4333	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
9	かもがわ広域後見支援センター	総合保険福祉会館ふれあいセンター2F	鴨川市八色887-1	04-7093-5000	鴨川市、館山市、南房総市、鋸南町
10	我孫子市社会福祉協議会		我孫子市我孫子1861	04-7184-1539	我孫子市
11	ふなばし高齢者等権利擁護センター	船橋市福祉ビル3F	船橋市本町2-7-8	047-431-7560	船橋市
12	八千代市社会福祉協議会	八千代市福祉センター内	八千代市大和田新田312-5	047-483-3021	八千代市
13	成田市社会福祉協議会	成田市保険福祉館内	成田市赤坂1-3-1	0476-27-7755	成田市
14	いちかわ社協・てるぽサポート	市川市分庁舎C棟内1F	市川市東大和田1-2-10	047-320-4001	浦安市
15	うらやす成年後見・生活支援センター	総合福祉センター内	浦安市東野1-7-1	047-355-5271	浦安市
16	習志野市社会福祉協議会	総合福祉センター内	習志野市秋津3-4-1	047-452-4161	習志野市
17	千葉県後見支援センター（すまいる）	社会福祉センター2F	千葉市中央区千葉港4-3	043-204-6012	上記以外の地域

⑤法人後見受任団体（成年後見を法人で受任している団体）

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会以外に、第三者後見を法人として受任する団体が千葉県内にも出てきました。

ひとつは、社会福祉協議会の動きで、千葉市と浦安市が既に法人後見を受任し、柏市をはじめ他の市町村も検討を始めました。

もうひとつは、民間の取組みです。以下の表に示す団体が法人後見を受任し、活動を進めています。

	名 称	運営母体	住 所	電 話	担当エリア
1	千葉市成年後見支援センター	千葉市社会福祉協議会（千葉市の委託）	千葉市中央区千葉寺1208-2	043-209-6000	千葉市
2	うらやす成年後見・生活支援センター	浦安市社会福祉協議会（浦安市の委託）	浦安市東野1-7-1	047-355-5271	浦安市
3	かしわ成年後見センター	柏市社会福祉協議会（柏市の委託）	柏市柏5-11-8	04-7165-1144	柏市
4	千葉県成年後見支援センター	NPO法人	千葉市中央区中央4-13-10	043-221-4192	千葉県全域
5	社会福祉士ネットワーク・ヒューマンレインボー	NPO法人	船橋市本町4-31-23	047-421-5187	船橋市および周辺
6	PACガーディアンズ	NPO法人	船橋市西習志野4-24-17	047-465-9022	千葉県全域
7	成年後見センターしぐなるあいず	NPO法人	松戸市松戸1292-1シティハイツ510	047-702-7868	松戸市および周辺
8	東総権利擁護ネットワーク	一般社団法人	銚子市野尻町273-3	090-7288-9270	銚子市、旭市、匝瑳市
9	成年後見なのはな	NPO法人	千葉市稲毛区長沼原町942-22	043-258-0084	千葉県全域、東京都

障がい者を支える仕組み
(手当・年金・保険・支援サービス)

発行日	平成23年5月1日
発 行	特定非営利活動法人ひだまり 理事長 小関 茂 千葉県稲毛区長沼町32 電話 043(258)8604
後 援	障害児者の将来を守る父の樹会 会長 青木 弘行
編集協力	生活支援グループ
印刷・製本	父の樹園・製品加工グループ 千葉県稲毛区長沼原町321-3
電 話	043(257)7315
頒 価	500円



日が照りつける
風が吹く 雨が降る
私は父の樹
コーヒーの幼木よ